

市政ニュース

あま市役所

開庁時間
午前8時30分～午後5時15分
土・日曜・祝日

開庁日

**甚目寺庁舎に
手話通訳者を配置しています**

火曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
木曜日 午前9時～正午
※上記以外の曜日、または甚目寺庁舎以外でのご利用につきましては、お問い合わせください。

問合せ先 社会福祉課
☎444・3135 FAX443・3555

✉shogai@city.ama.lg.jp



子育て

子育て応援
ファミリー・サポート・センター
提供会員を募集します

提供会員になって、地域の子育てを支え合ってお手伝い(お子さんの送迎・一時預かり)をしてみませんか。有償ボランティア(1時間700円)

養成講座(全5日間)

日時 2月15日(月)・16日(火)・17日(水)・19日(金)

午前9時30分～午後3時15分

2月22日(月)
午前9時30分～正午

場所 美和公民館

対象 あま市、または大治町内在住で20歳以上の育児経験者、または保育士資格等を有する方

※養成講座の受講が必要

定員 6人

※無料託児有り(生後4か月から未就学児まで。2月5日(金)までに要予約、定員有り)

申込 2月8日(月)までに電話、またはメールでお申し込みください。

「メール申込」 件名「養成講座申込」

み、本文に「氏名、電話番号、託児の有無(有は名前、月齢・年齢)」を記入して送信してください。

ファミリー・サポート・センター

依頼会員を募集します!

子育てのお手伝い(お子さんの送迎・一時預かり)をしてほしい方、地域の方にお願ひしてみませんか?

登録説明会

日時 2月24日(水)

午前10時～11時45分

場所 甚目寺公民館

対象 生後6か月から小学校6年生までのお子さんがあるあま市、または大治町内在住、または在勤の方

方

※妊婦さん、または生後6か月未満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能。事務局へお問い合わせください。

※登録説明会への参加が必要です。都合がつかない場合は事務局へお電話ください。

定員 8人

申込 説明会の3日前までに電話、またはメールでお申し込みください。

※説明会の無料託児有り(4か月から未就学児まで、要予約、定員有り)

託児ご利用を希望の方は2月17日(水)までに申し込みが必要。

「メール申込」 件名「説明会申込み」

本文に「氏名、電話番号、参加日、託児の有無(有は名前、月齢・年齢)」を記入して送信してください。

提供会員、依頼会員共通 問合せ先

あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター事務局(甚目寺庁舎子育て支援課内)

☎462・0150

FAX 462・0160

✉ama-harufamisapo@clovernet.ne.jp

募集

赤十字奉仕団員募集

あま市赤十字奉仕団は、災害救護に関する炊き出し等の訓練や救急法等の各種講習会の普及など、いざという時に備えて、地域において赤十字の活動を支えるボランティア団体として活躍しています。

赤十字ボランティアとして活動してみたい方、または興味のある方は、問合せ先までご連絡ください。

問合せ先 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555

福祉

手当支給日のご案内

2月は、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の支給月です。

2月10日(水)に振込む予定です。ご確認ください。

問合せ先 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555

災害時に備えてストマ用装具をお預かりしています

災害時に備えて、市役所甚目寺庁舎2階において、ストマ用装具をお預かりしています。

対象 市内に居住する身体障害者手帳をお持ちの方で、ストマ用装具を使用されている方

保管物品 個人が使用する、おおむね10日間分のストマ用装具

保管期間 1年6か月

申込方法 身体障害者手帳、印鑑、ストマ用装具、各自で用意した保管箱(35cm×25cm×20cm以内の大きさ)を持参し、社会福祉課障害福祉係の窓口までお越しください。

※本人以外の方が窓口に見える際には、代理の方の本人確認できるもの(運転免許証等)とご本人の身体障害者手帳を提示してください。

問合先 社会福祉課

☎444・3135

FAX443・3555

保険・年金

「特定保健指導」を受けましょう

あま市国保特定健診を受診された結果から、保健指導が必要な方へ



「特定保健指導」のご案内と利用券を郵送しています。

「特定保健指導」は、医療機関や保健師・管理栄養士等が、健診結果に応じて生活習慣の問題点や、無理なく取り組める改善方法をお伝えするもので、指導を受けられた結果、健診結果に大幅な改善がみられた方もいらっしやいます。

★令和元年度特定保健指導利用者 女性(70歳)★
 (期間) 令和元年10月～令和2年2月(約5か月間)
 (主な取組み) ・自宅でできる運動(ストレッチ等) ・毎食野菜を取り入れる ・揚げ物、肉を減らす ・休肝日をつくる
 (健診結果比較)

	体重(kg)	腹囲(cm)	血圧(mmHg)	HbA1c(%)	保健指導レベル
令和元年度健診結果	55.4	8.6	148/77	6.2	動機付け支援
令和2年度健診結果	48.4	7.4	131/63	5.5	非該当

(※HbA1cとは過去1～2か月の平均的な血糖値を表し、基準値は5.5以下です。)

参加者の声
 体重が減り、やってよかったと思います。健康のために減量したいと思っていたが、誰かに押しつけてもらうことで続けられました。これからも続けていきます！

郵送したご案内に、利用方法の記載がありますので、この機会にぜひご利用ください。

利用期限 3月31日(水)まで

問合先 保険医療課

☎444・3168

FAX443・3555

健診結果提供のお願い

あま市国民健康保険は、国民健康保険に加入する40歳以上の方を対象に特定健康診査を実施し、その結果から将来的に生活習慣病の発症リスクが高いと判定された方に対して、健康づくりの応援として健康教室等の保健指導のご案内をしています。

特定健康診査を受診されていない方でも、健康診断等の結果を提供していただくことで、同様のご案内が可能です。

皆様が健康的な生活を送ることができるよう多くの方に保健指導を利用していただきたいと考えていますので、特定健康診査を受診されない方で、人間ドックや職場での健康診断を受診された方は、その結果を、保険医療課(甚目寺庁舎)にご提供いただけますようお願いいたします。

問合先 保険医療課

☎444・3168

FAX443・3555

「ジエネリック医薬品」をご存知ですか

ジエネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売されるもので、新薬と同じ有効成分を含み、同等の効能・効

果が認められた医薬品です。

新薬に比べて薬の値段が4割から5割程度安くなるものもあり、慢性的な病気によって薬を長期間服用する場合等は、ジエネリック医薬品の使用で薬代が安くなる可能性があります。また、製造には国が厳しい規制や基準を定めていて、安全と認められたもののみが販売されています。

ジエネリック医薬品は医療用医薬品のため、病院や診療所の医師による処方せんが必要です。

処方希望する場合は、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。また、ジエネリック医薬品希望シールを健康保険証に貼り付けることで、気軽に手軽に使用の意思を伝えることができます。

問合先 保険医療課

☎444・3168

FAX443・3555

医療費の適正化にご協力を

皆さんが医療機関等にかかったときの医療費は皆さんが納めている保険税でまかなわれています。柔道整復師(接骨院・整骨院)や鍼灸師による施術は健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診しましょう。

【保険医療の対象となるもの】

△柔道整復△

骨折、脱臼、打撲及び捻挫の施術を受けた場合。

・骨折及び脱臼については緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要

① 負傷原因を正確に伝える

② 「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、必ず自分で署名する

③ 領収書を毎回発行してもらい保管する

※施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられるので医師の診察を受けましょう

※病院や診療所などで同じ負傷等で治療中の場合は保険対象外

※単なる肩こり、筋肉疲労や慢性的症状などの施術は保険対象外

△あんま・マッサージ△

筋麻痺、関節拘縮等で医療上マッサージを必要とする場合。

・医師の同意書または診断書が必要
※疲労回復や慰安目的、疾病予防のマッサージは保険対象外

△はり・きゅう△

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主訴とする疾患の治療を受けた場合。

・医師の同意書、または診断書が必要

※病院や診療所などで同じ負傷等で治療中の場合は保険対象外

問合先 保険医療課

☎ 444・3168

FAX 443・3555

環境・衛生



愛犬が亡くなったら

まずは「犬の死亡届」を出してください。これは狂犬病予防法に基づき、義務づけられています。生前に渡された、登録鑑札と狂犬病予防注射済票を添付のうえ、手続きをしてください。次の各窓口で受け付けています。

● 環境衛生課(菑目寺庁舎)

● 美和・七宝市民サービスセンター

問合先 環境衛生課

☎ 444・3132

FAX 443・3555

人権



ハンセン病啓発及びハンセン病療養所入所者作品パネル展

ハンセン病は、感染力の強い病気である、遺伝病であるといった誤った思い込みから、以前は、不治の病などと呼ばれ、当時の国策によって、ハンセン病患者は強制的に隔離されるなど、ハンセン病にかかった人々は、長い間、人権を侵害されてきました。ハンセン病問題の正しい認識と理解を深めるため、パネル展を開催します。

日時 2月22日(月)～3月5日(金)

(開館時間内)

場所 菑目寺総合福祉会館1階ロビー

問合先 人権推進課

☎ 444・0398

FAX 441・8330

マイナンバーカード



マイナンバーカードは初回無料で取得できます。

マイナンバーカードの交付までの流れ

① 個人番号通知書または通知カード送付時に同封された「個人番号カード交付申請のご案内」パンフレットまたはマイナンバー総合サイトを

ご確認ください。

② 約1か月半後に市役所から交付通知ハガキがご自宅に届きます。

③ 必要な書類等をお持ちいただき、交付通知ハガキに記載のある交付場所へ市役所開庁時間内にお越しください。開庁時間内にご来庁できない場合は市民課へお問い合わせください。

本人であることを証明する大切なカードですので、必ずご本人の来庁をお願いします。

また有効期限は、マイナンバーカードについては申請から10回目(未成年者は5回目)の誕生日、カードに格納されている電子証明書は5回目の誕生日までです。有効期限を迎える方に対し、有効期限が切れる2～3か月前に通知書が送付され、同封のパンフレットに更新手続きのご案内があります。

マイナンバー総合サイト

Web <http://www.kojinbango-card.go.jp>

問合先 市民課

☎ 444・3167

FAX 443・3555

